

# 丸亀市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）（概要版）

## 1 計画のポイント

### <計画の趣旨・根拠>

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容（選択肢）を示すものとして、政府・都道府県・市町村が作成。市は、県行動計画に基づき市行動計画を作成（特措法第8条第1項）。

なお、有事には、別途、政府により基本的対処方針が作成され（特措法第18条第1項）、市はこれに基づき対策を実施する（特措法第3条第4項）。

### <計画の目的>

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること
- ② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

### <計画の対象となる感染症>

#### 新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号）（※1）

#### 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

新型インフルエンザ  
（同項第1号）

新型コロナウイルス感染症  
（同項第3号）（※2）

再興型インフルエンザ  
（同項第2号）

再興型新型コロナウイルス感染症  
（同項第4号）

指定感染症  
（感染症法第6条第8項）  
（※3）

新感染症  
（感染症法第6条第9項）  
（※4）

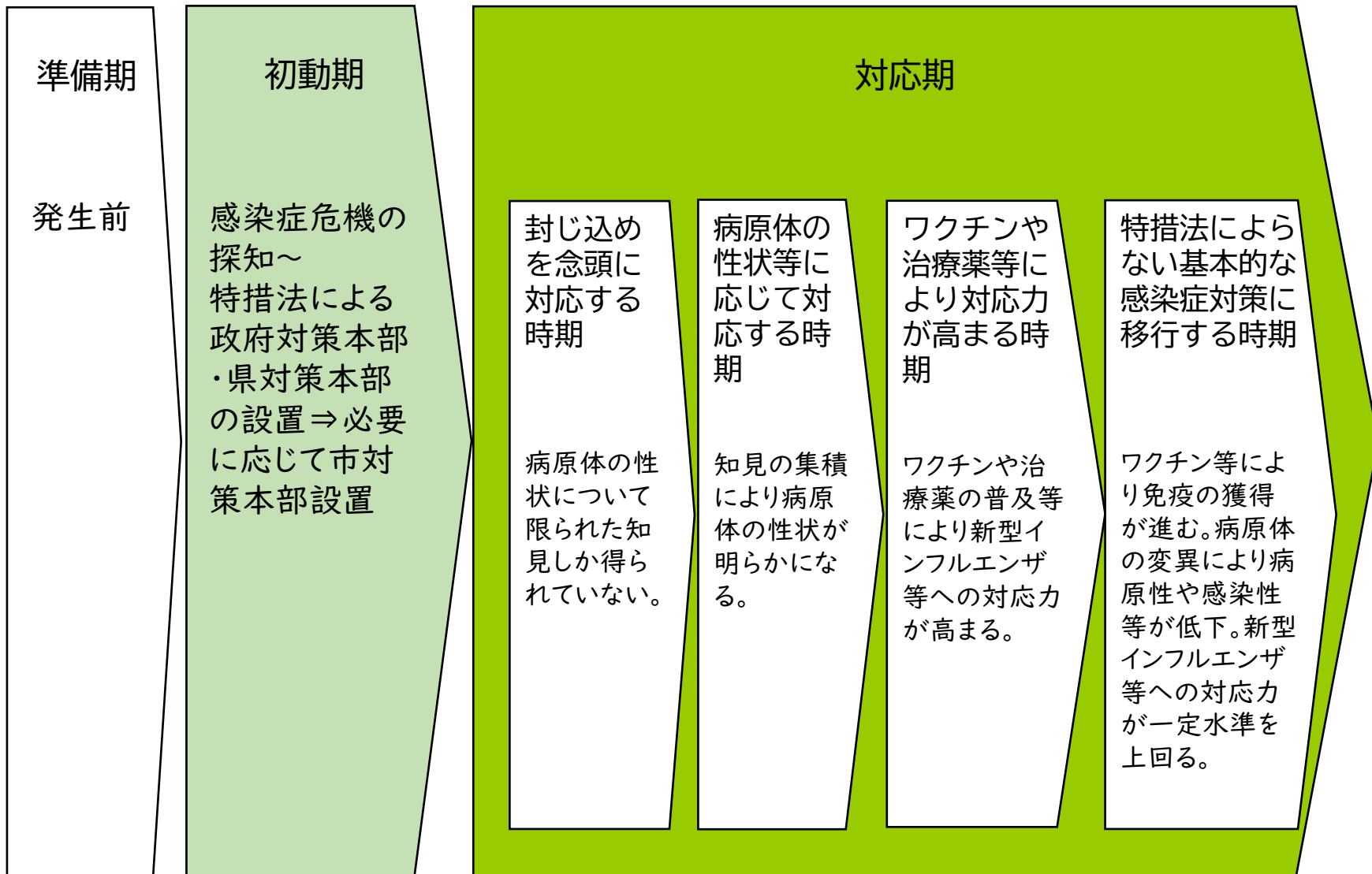
（※1） 新型インフルエンザ等のうち、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を講ずることができるのは、肺炎等の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限られる。（特措法第31条の6第1項、特措法施行令第5条の3第1項）

（※2） 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、5類感染症であり（感染症法施行規則第1条第15号）、左記の新型コロナウイルス感染症には含まれない。

（※3） 感染症法第6条第8項の指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

（※4） 感染症法第6条第9項の新感染症のうち、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものをいう。

## <時期の区分>



## <対策項目ごとの対応>

### 7項目別の主な対応(イメージ)について

	【初動期】 国内外で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した場合	【対応期】 ・(国内での)発生の初期段階 ・国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等による対応力が高まる時期 ・流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表</li> <li>●政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施</li> <li>●市対策本部の設置</li> </ul>	
② リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>●迅速な情報提供・共有</li> <li>●双方向コミュニケーションの実施</li> <li>●偏見・差別や偽・誤情報の対応</li> </ul>	
③ まん延防止	●まん延防止等重点措置、緊急事態措置が適用された場合の感染拡大防止の取組	
④ ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接種体制の構築</li> <li>●副反応情報等の収集・提供</li> <li>●健康被害救済制度の周知</li> </ul>	
⑤ 保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談対応開始</li> <li>●県が実施する健康観察・生活支援の協力</li> </ul>	
⑥ 物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>●備蓄状況の確認</li> <li>●備蓄・配置状況の確認、安定供給の要請</li> </ul>	
⑦ 市民生活・地域経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業継続に向けた準備の要請</li> <li>●新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援および対策</li> </ul>	

## 2 対策推進のための役割分担

県	<ul style="list-style-type: none"><li>・特措法・感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。</li><li>・医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確に判断・対応する。</li><li>・平時において関係機関と協定を締結し、対応能力について計画的に準備する。</li></ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民に最も近い行政単位としてワクチン接種や患者等の生活支援等を実施する。</li><li>・保健所設置市である高松市は、感染症法においては、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められている。</li></ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・平時には県と医療措置協定を締結。院内感染対策の研修・訓練や感染症対策物資等の確保を推進する。</li><li>・有事には医療措置協定に基づき、病床確保や発熱外来、自宅療養者への医療の提供等を行う。</li></ul>
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。</li></ul>
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定接種の対象であり、新型インフルエンザ等発生時にはその業務を継続的に実施するよう努める。</li></ul>
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等の発生に備え職場における感染対策を行う。特に多数の者が集まる事業者は平時からマスク等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。</li><li>・新型インフルエンザ等の発生時には、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。</li></ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等の発生前から、発生時にとるべき行動等の知識を得るとともに、平素からの健康管理、個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。</li><li>・新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の情報を得て、個人レベルでの対策を実施するよう努める。</li></ul>